

## 手形キャンパス構内の喫煙場所の廃止について

平成 30 年 7 月 25 日付で健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙をなくすため、令和元年 7 月 1 日から学校・病院・行政機関等では、原則として敷地内の喫煙が禁止となります。

今回の法律の改正を受けて、7 月 1 日（月）より手形キャンパス構内での全面禁煙を徹底するため、暫定的に設置していた喫煙場所は 6 月 28 日（金）17:00 から使用を禁止することといたしました。

また、今回の措置に伴い、6 月 1 日（土）からは手形キャンパス禁煙推進（喫煙自粛）期間といたします。

喫煙者におかれましては、敷地内全面禁煙にご理解をいただくとともに、キャンパス構内のみならず周辺の路上等においても、厳に喫煙を慎んでいただきますようお願いいたします。